記入例（農地所有適格法人用）

農地法第３条の規定による許可申請書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

（宛先）富山市農業委員会会長

＜譲渡人＞

住　所　富山市●●町一丁目１１番地

氏　名　富山　一郎

＜譲受人＞

住　所　富山市●●町五丁目５５番地
株式会社　富山●●農園

氏　名　代表取締役　薬師　岳夫

下記農地（採草放牧地）について（所有権／賃借権／使用貸借による権利／その他使用収益権（　　））を（設定（期間　　年間）／移転）

したいので、農地法第３条第１項に規定する許可を申請します。（該当する内容に〇を付してください。）

記

1　申請者の氏名等（国籍等は、所有権を移転する場合に譲受人のみ記載してください。）

申請者	氏　　名	年齢	職業	住　所	国籍等	在留資格又は特別永住者
譲渡人	富山　一郎	８０	無職	富山市●●町一丁目１１番地		
譲受人	株式会社　富山●●農園代表取締役　薬師　岳夫	－	－	富山市●●町五丁目５５番地	日本	

注．農地を所有又は所有予定の法人は、法人の設立国（設立準拠国）を記入※外国法人の場合は、法人の設立準拠国が記載された書面の添付が必要

2　権利を設定し、又は移転しようとする理由の詳細（具体的に記入してください。）

譲渡人の理由	老齢であり、申請地に対し十分な耕作を施すことができないため、譲渡したい。
譲受人の理由	申請地が自作地に隣接していて耕作に便利なため譲り受け、経営規模の拡大を図りたい。

3　権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容

権利を設定又は移転しようとする時期：　令和〇〇年〇〇月〇〇日
土地の引渡しを受けようとする時期　：　令和〇〇年〇〇月〇〇日

申請に対する問い合せ先　　氏　名：〇〇　〇〇　　ＴＥＬ：０７６－〇〇〇－〇〇〇〇

4　許可を受けようとする土地の所在等（土地の登記事項証明書を添付してください。）

所在・地番	地目		面　積（㎡）	対価、賃料等の額（円）【10a 当たりの額】	所有者の氏名又は名称【現所有者が登記簿と異なる場合】	所有権以外の使用収益権が設定されている場合	
	登記簿	現況				権利の種類、内容	権利者の氏名又は名称
●●町四丁目　１００	田	田	2,000	2,000,000【1,000,000／10a】	【　　】	利用権	立山　三郎
				【　　／10a】	【　　】		
				【　　／10a】	【　　】		
				【　　／10a】	【　　】		
				【　　／10a】	【　　】		
				【　　／10a】	【　　】		
				【　　／10a】	【　　】		
				【　　／10a】	【　　】		
				【　　／10a】	【　　】		

これらの欄に記載がある場合は、合意解約書の提出が必要です。

（記載要領）

1　法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載し、定款又は寄付行為の写しを添付（独立行政法人及び地方公共団体を除く。）してください。

2　国籍等は、住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 30 条の 45 に規定する国籍等（日本国籍の場合は、「日本」）を記載するとともに、中長期在留者にあっては在留資格、特別永住者にあってはその旨を併せて記載してください。法人にあっては、その設立に当たって準拠した法令を制定した国（内国法人の場合は、「日本」）を記載してください。

3　競売、民事調停等による単独行為での権利の設定又は移転である場合は、当該競売、民事調停等を証する書面を添付してください。

4　記の３は、権利を設定又は移転しようとする時期、土地の引渡しを受けようとする時期、契約期間等を記載してください。また、水田裏作の目的に供するための権利を設定しようとする場合は、水田裏作として耕作する期間の始期及び終期並びに当該水田の表作及び裏作の作付に係る事業の概要を併せて記載してください。

農地法第３条の規定による許可申請書（別添）

Ⅰ　一般申請記載事項

＜農地法第３条第２項第１号関係＞

１－１　権利を取得しようとする者又はその世帯員等が所有権等を有する農地及び採草放牧地の利用の状況

		農地面積（㎡）				採草放牧地面積（㎡）
			田	畑	樹園地	
所有地	自作地	１２，２５０	１２，０００	２５０		
	貸付地					

	所在・地番	地目		面積（㎡）	状況・理由
		登記簿	現況		
非耕作地					

		農地面積（㎡）				採草放牧地面積（㎡）
			田	畑	樹園地	
所有地以外の土地	借入地	３，０００	３，０００			
	貸付地					

	所在・地番	地目		面積（㎡）	状況・理由
		登記簿	現況		
非耕作地					

（記載要領）

１　「自作地」、「貸付地」及び「借入地」には、現に耕作又は養畜の事業に供されているものの面積を記載してください。

　なお、「所有地以外の土地」欄の「貸付地」は、農地法第３条第２項第５号の括弧書きに該当する土地です。

２　「非耕作地」には、現に耕作又は養畜の事業に供されていないものについて、筆ごとに面積等を記載するとともに、その状況・理由として、「賃借人○○が○年間耕作を放棄している」、「～であることから条件不利地であり、○年間休耕中であるが、草刈り・耕起等の農地としての管理を行っている」等耕作又は養畜の事業に供することができない事情等を詳細に記載してください。

１－２　権利を取得しようとする者又はその世帯員等の機械の所有の状況、農作業に従事する者の数等の状況

（１）作付(予定)作物、作物別の作付面積

	田	畑			樹園地			採　草 放牧地
作付（予定）作物	こしひかり	トマト	ジャガイモ					
権利取得後の面積（㎡）	17,000	100	150					

（２）大農機具又は家畜　(該当する内容に○を付してください。)

種類 数量	トラクター １台	コンバイン １台	田植え機 １台	乾燥機 １台	
確保しているもの	所有・リース	所有・リース	所有・リース	所有・リース	所有・リース
導入予定のもの （資金繰りについて）	所有・リース ( )	所有・リース ( )	所有・リース (○○銀行からの借り入れ)	所有・リース ( )	所有・リース ( )

(記載要領)
1　「大農機具」とは、トラクター、耕うん機、自走式の田植機、コンバイン等です。「家畜」とは、農耕用に使役する牛、馬等です。
2　導入予定のものについては、自己資金、金融機関からの借入れ(融資を受けられることが確実なものに限る。)等資金繰りについても記載してください。

（３）農作業に従事する者

①　権利を取得しようとする者が個人である場合には、その者の農作業経験等の状況

農作業暦	３８年	農業技術修学暦	年	その他	

②　世帯員等その他常時雇用している労働力（人）	現在　：　３人 （農作業経験の状況：　３１年、８年、５年　）
	増員予定：　人 （農作業経験の状況：　）
③　臨時雇用労働力（年間延人数）	現在　：　人 （農作業経験の状況：　）
	増員予定：　人 （農作業経験の状況：　）

④　①～③の者の住所地、拠点となる場所等から権利を設定又は移転しようとする土地までの

平均距離	１．２ｋｍ	時　間	５分	申請地付近に現に耕作している農地の面積	４，５００㎡

（※住宅地図等に①～③の者の住所地、拠点となる場所等、権利を設定又は移転しようとする土地、その経路を記し、提出してください。）

＜農地法第３条第２項第２号関係＞（権利を取得しようとする者が農地所有適格法人である場合のみ記載してください。）

２　その法人の構成員等の状況（別紙に記載し、添付してください。）

＜農地法第３条第２項第３号関係＞

３　信託契約の内容（信託の引受けにより権利が取得される場合のみ記載してください。）

＜農地法第３条第２項第４号関係＞（権利を取得しようとする者が個人である場合のみ記載してください。）

４　権利を取得しようとする者又はその世帯員等のその行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業への従事状況

（「世帯員等」とは、住居及び生計を一にする親族並びに当該親族の行う耕作又は養畜の事業に従事するその他の２親等内の親族をいいます。）

＜農地法第３条第２項第５号関係＞

５　農地又は採草放牧地につき所有権以外の権原に基づいて耕作又は養畜の事業を行う者（賃借人等）が、その土地を貸し付け、又は質入れしようとする場合には、以下のうち該当するものに印を付してください。

□　賃借人等又はその世帯員等の死亡等によりその土地について耕作、採草又は家畜の放牧をすることができないため一時貸し付けようとする場合である。

□　賃借人等がその土地をその世帯員等に貸し付けようとする場合である。

□　その土地を水田裏作（田において稲を通常栽培する期間以外の期間稲以外の作物を栽培すること。）の目的に供するため貸し付けようとする場合である。

（表作の作付内容＝　　、裏作の作付内容＝　　）

□　農地所有適格法人の常時従事者たる構成員がその土地をその法人に貸し付けようとする場合である。

＜農地法第３条第２項第６号関係＞

６　周辺地域との関係

権利を取得しようとする者又はその世帯員等の権利取得後における耕作又は養畜の事業が、権利を設定し、又は移転しようとする農地又は採草放牧地の周辺の農地又は採草放牧地の農業上の利用に及ぼすことが見込まれる影響を以下に記載してください。

（例えば、集落営農や経営体への集積等の取組への支障、農薬の使用方法の違いによる耕作又は養畜の事業への支障等について記載してください。）

例えば、下記①～⑧の項目について、影響を記載してください。 **（記入してください。影響が無い場合は「影響なし」）**

①　農地の集団化に支障がある権利取得

②　農作業の効率化に支障がある権利取得

③　農業経営基盤強化促進法第 19 条第１項の規定により定められた農業経営基盤の強化の促進に関する計画（地域計画）の達成に支障が生ずるおそれがあると認められる権利取得

④　既に集落営農や経営体により農地が面的にまとまった形で利用されている地域で、その利用を分断するような権利取得

⑤　地域の農業者が一体となって水利調整を行っているような地域で、この水利調整に参加しない営農が行われることにより、他の農業者の農業水利が阻害されるような権利取得

⑥　無農薬や減農薬での付加価値の高い作物の栽培の取組が行われている地域で、農薬使用による栽培が行われることにより、地域でこれまで行われていた無農薬栽培等が事実上困難になるような権利取得

⑦　集落が一体となって特定の品目を生産している地域で、その品目に係る共同防除等の営農活動に支障が生ずるおそれのある権利取得

⑧　地域の実勢の借賃に比べて極端に高額な借賃で契約が締結され、周辺の地域における農地の一般的な借賃の著しい引上げをもたらすおそれのある権利取得　等

Ⅱ　特殊事由により申請する場合の記載事項

7　以下のいずれかに該当する場合は、該当するものに印を付し、Ｉの記載事項のうち指定の事項を記載するとともに、それぞれの事業・計画の内容を「事業・計画の内容」欄に記載してください。

（１）　以下の場合は、Ｉの記載事項全ての記載が不要です。

□　その取得しようとする権利が地上権(民法（明治 29 年法律第 89 号）第 269 条の２第１項の地上権)又はこれと内容を同じくするその他の権利である場合

（事業・計画の内容に加えて、周辺の土地、作物、家畜等の被害の防除施設の概要と関係権利者との調整の状況を「事業・計画の内容」欄に記載してください。）

□　農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）第 10 条第２項に規定する事業を行う農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が、同項の委託を受けることにより農地又は採草放牧地の権利を取得しようとする場合、又は、農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が、同法第 11 条の 50 第１項第１号に掲げる場合において使用貸借による権利若しくは賃借権を取得しようとする場合

□　権利を取得しようとする者が景観整備機構である場合

（景観法（平成 16 年法律第 110 号）第 56 条第２項の規定により市町村長の指定を受けたことを証する書面を添付してください。）

（２）　以下の場合は、Ｉの１−２(効率要件)、２(農地所有適格法人要件)以外の記載事項を記載してください。

□　権利を取得しようとする者が法人であって、その権利を取得しようとする農地又は採草放牧地における耕作又は養畜の事業がその法人の主たる業務の運営に欠くことのできない試験研究又は農事指導のために行われると認められる場合

□　地方公共団体（都道府県を除く。）がその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を公用又は公共用に供すると認められる場合

□　教育、医療又は社会福祉事業を行うことを目的として設立された学校法人、医療法人、社会福祉法人その他の営利を目的としない法人が、その権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を当該目的に係る業務の運営に必要な施設の用に供すると認められる場合

□　独立行政法人農林水産消費安全技術センター、独立行政法人家畜改良センター又は国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構がその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地をその業務の運営に必要な施設の用に供すると認められる場合

（３）　以下の場合は、Ｉの２（農地所有適格法人要件）以外の記載事項を記載してください。

□　農業協同組合、農業協同組合連合会又は農事組合法人（農業の経営の事業を行うものを除く。）がその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を稚蚕共同飼育の用に供する桑園その他これらの法人の直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供すると認められる場合

□　森林組合、生産森林組合又は森林組合連合会がその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地をその行う森林の経営又はこれらの法人の直接若しくは間接の構成員の行う森林の経営に必要な樹苗の採取又は育成の用に供すると認められる場合

□　乳牛又は肉用牛の飼養の合理化を図るため、その飼養の事業を行う者に対してその飼養の対象となる乳牛若しくは肉用牛を育成して供給し、又はその飼養の事業を行う者の委託を受けてその飼養の対象となる乳牛若しくは肉用牛を育成する事業を行う一般社団法人又は一般財団法人が、その権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を当該事業の運営に必要な施設の用に供すると認められる場合

（留意事項）

上述の一般社団法人又は一般財団法人は、以下のいずれかに該当するものに限ります。該当していることを証する書面を添付してください。

・　その行う事業が上述の事業及びこれに附帯する事業に限られている一般社団法人で、農業協同組合、農業協同組合連合会、地方公共団体その他農林水産大臣が指定した者の有する議決権の数の合計が議決権の総数の４分の３以上を占めるもの

・　地方公共団体の有する議決権の数が議決権の総数の過半を占める一般社団法人又は地方公共団体の拠出した基本財産の額が基本財産の総額の過半を占める一般財団法人

□　東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社又は西日本高速道路株式会社がその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地をその事業に必要な樹苗の育成の用に供すると認められる場合

（事業・計画の内容）

土地の所在の生産組合用

同　　意　　書

農地法第３条の規定による許可を条件として、下記の者が下記の農地の（所有権・賃借権・使用貸借権）を（取得・設定）し、耕作することに同意いたします。（該当するものに○を付けてください。）

記

１　住所及び氏名　　住所　富山市●●町五丁目５５番地

氏名　株式会社　富山●●農園　代表取締役　薬師　岳夫

２　土地の所在等

土地の所在	地目	面　積	土地の所在	地目	面　積
●●町四丁目１００番	田	㎡ ２，０００			㎡

令和○○年○○月○○日

●●町四丁目　生産組合長　○　○　　○　○　　㊞

権利取得者の住所地の生産組合用

同　　意　　書

農地法第３条の規定による許可を条件として、下記の者が下記の農地の（所有権・賃借権・使用貸借権）を（取得・設定）し、耕作することに同意いたします。（該当するものに○を付けてください。）

記

１　住所及び氏名　　住所　富山市●●町五丁目５５番地

氏名　株式会社　富山●●農園　代表取締役　薬師　岳夫

２　土地の所在等

土地の所在	地目	面　積	土地の所在	地目	面　積
●●町四丁目１００番	田	㎡ ２，０００			㎡

この同意書（権利取得者の住所地の生産組合用）は、申請地の管轄の生産組合と権利取得者の住所地の生産組合が同一であれば省略することができます。（前ページの同意書（土地の所在の生産組合用）については、必ず提出してください。

令和△△年△△月△△日

●●町五丁目　生産組合長　△　△　△　△　㊞

農地所有適格法人としての事業等の状況（別紙）

＜農地法第２条第３項第１号関係＞

１－１　事業の種類

区分	農　　業		左記農業に該当しない事業の内容
	生産する農畜産物	関連事業等の内容	
現在（実績又は見込み）	米、大豆、野菜	農作業受託	自動車販売
権利取得後（予定）	同上	同上	同上

１－２　売上高

（単位：円）

年度	農　　業	左記農業に該当しない事業
３年前（実績）	１０，０００，１２３	３，０００，５６７
２年前（実績）	１１，０００，２２３	３，００１，６６７
１年前（実績）	１２，０００，３２３	３，００２，７６７
申請日の属する年（実績又は見込み）	１３，０００，０００	３，００５，０００
２年目（見込み）	１３，０００，０００	３，００５，０００
３年目（見込み）	１３，０００，０００	３，００５，０００

＜農地法第２条第３項第２号関係＞

２　構成員全ての状況

(1)　農業関係者(権利提供者、常時従事者、農作業委託者、農業協同組合、投資円滑化法に基づく承認会社等)

注．農地を所有又は所有予定の法人の場合は、事業年度の最終日における国籍等を記入
（※住民票、在留カード、在留資格認定証明書等の写しの添付が必要）

氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地	国籍等	在留資格又は特別永住者	議決権の数	構成員が個人の場合は以下のいずれかの状況				
					農地等の提供面積（㎡）		農業への年間従事日数		農作業委託の内容
					権利の種類	面積	直近実績	見込み	
○○農協	○市○町○－○	日本		８５					
○○　○○	○市○町△	日本		５	利用権	23,000	９０	９０	
□□　□□	○市○町□－□	中国	特別永住者	５			１８０	１８０	
△△　△△	○市○町○－□	日本		５			２１０	２１０	

議決権の数の合計	１００
農業関係者の議決権の割合	１００％

その法人の行う農業に必要な年間総労働日数：　４８０日

注．農地を所有又は所有予定の法人の場合は、事業年度の最終日における国籍等を記入
（※住民票、在留カード、在留資格認定証明書等の写しの添付が必要）

(2)農業関係者以外の者（(1)以外のもの）

氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地	国籍等	在留資格又は特別永住者	議決権の数

議決権の数の合計	
農業関係者以外の者の議決権の割合	

（留意事項）

構成員であることを証する書面として、組合員名簿又は株主名簿の写しを添付してください。

なお、農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法（平成14年法律第52号）第５条に規定する承認会社を構成員とする農地所有適格法人である場合には、「その構成員が承認会社であることを証する書面」及び「その構成員の株主名簿の写し」を添付してください。

＜農地法第２条第３項第３号及び第４号関係＞

３　理事、取締役又は業務を執行する社員全ての農業への従事状

注．農地を所有又は所有予定の法人の場合は、事業年度の最終日における国籍等を記入（※住民票、在留カード、在留資格認定証明書等の写しの添付が必要）

氏名	住所	国籍等	在留資格又は特別永住者	農業への年間従事日数		必要な農作業への年間従事日数	
				直近実績	見込み	直近実績	見込み
○○　○○	○市○町△	日本	特別永住者	９０	９０	８０	８０
□□　□□	○市○町□－□	中国		１８０	１８０	１００	１００
△△　△△	○市○町○－□	日本		２１０	２１０	１００	１００

４　重要な使用人の農業への従事状況

氏名	住所	国籍等	在留資格又は特別永住者	農業への年間従事日数		必要な農作業への年間従事日数	
				直近実績	見込み	直近実績	見込み

（記載要領）

1　「農業」には、以下に掲げる「関連事業等」を含み、また、農作業のほか、労務管理や市場開拓等も含みます。

(1) その法人が行う農業に関連する次に掲げる事業

ア　農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工

イ　農畜産物若しくは林産物を変換して得られる電気又は農畜産物若しくは林産物を熱源とする熱の供給

ウ　農畜産物の貯蔵、運搬又は販売

エ　農業生産に必要な資材の製造

オ　農作業の受託

カ　農村滞在型余暇活動に利用される施設の設置及び運営並びに農村滞在型余暇活動を行う者を宿泊させること等農村滞在型余暇活動に必要な役務の提供

キ　農地に支柱を立てて設置する太陽光を電気に変換する設備の下で耕作を行う場合における当該設備による電気の供給

(2) 農業と併せ行う林業

(3) 農事組合法人が行う共同利用施設の設置又は農作業の共同化に関する事業

2　「１－１事業の種類」の「生産する農畜産物」欄には、法人の生産する農畜産物のうち、粗収益の50%を超えると認められるものの名称を記載してください。なお、いずれの農畜産物の粗収益も 50%を超えない場合には、粗収益の多いものから順に３つの農畜産物の名称を記載してください。

3　「１－２売上高」の「農業」欄には、法人の行う耕作又は養畜の事業及び関連事業等の売上高の合計を記載し、それ以外の事業の売上高については、「左記農業に該当しない事業」欄に記載してください。

「１年前」から「３年前」の各欄には、その法人の決算が確定している事業年度の売上高の許可申請前３事業年度分をそれぞれ記載し（実績のない場合は空欄)、「申請日の属する年」から「３年目」の各欄には、権利を取得しようとする農地等を耕作又は養畜の事業に供することとなる日を含む事業年度を初年度とする３事業年度分の売上高の見込みをそれぞれ記載してください。

4　「２(1)農業関係者」には、農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法第５条に規定する承認会社が法人の構成員に含まれる場合には、その承認会社の株主の氏名又は名称及び株主ごとの議決権の数を記載してください。

複数の承認会社が構成員となっている法人にあっては、承認会社ごとに区分して株主の状況を記載してください。

5　農地中間管理機構を通じて法人に農地等を提供している者が法人の構成員となっている場合、「２(1)農業関係者」の「農地等の提供面積（㎡)」の「面積」欄には、その構成員が農地中間管理機構に使用貸借による権利又は賃借権を設定している農地等のうち、当該農地中間管理機構が当該法人に使用貸借による権利又は賃借権を設定している農地等の面積を記載してください。

6　２の住所又は主たる事務所の所在地及び国籍等並びに３の国籍等並びに４の国籍等の各欄については、所有権を移転する場合のみ記載してください（ただし、２の住所又は主たる事務所の所在地及び国籍等の各欄については、総株主の議決権の 100 分の５以上を有する株主又は出資の総額の 100 分の５以上に相当する出資をしている者に限る。）。

国籍等は、住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等（日本国籍の場合は、「日本」）を記載するとともに、中長期在留者にあっては在留資格、特別永住者にあってはその旨を併せて記載してください。法人にあっては、その設立に当たって準拠した法令を制定した国（内国法人の場合は、「日本」）を記載してください。

なお、４については、３の理事等のうち、法人の農業に従事する者（原則年間150日以上）であって、かつ、必要な農作業に農地法施行規則第８条に規定する日数（原則年間60日）以上従事する者がいない場合にのみ記載してください。